



保育料について

保育料は父母、（およびそれ以外の扶養義務者）の市町村民税と児童の年齢により決定します。

※1号認定、2号認定は幼児教育・保育無償化で、保育料が0円になります。

（3号認定は第1・第2階層のみ該当）

ただし、主食費・副食費・長時間保育・預かり保育料を利用する場合には保護者のご負担となります。

【1号認定料金表】		1号認定（3歳以上児・保育の必要性のない世帯）				
階層	定義	4時間保育料 (12時まで)	主食費	副食費	預かり保育 (4時間)	合計
第1	生活保護世帯	0	1,100	0	4,000	5,100
第2	市町村民税非課税世帯	0	1,100	0	4,000	5,100
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	0	1,100	0	4,000	5,100
第4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	0	1,100	4,500	4,000	9,600
第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0	1,100	4,500	4,000	9,600

【2号認定料金表】		2号認定（3歳以上児・保育を必要とする世帯）					
階層	定義	保育標準時間	保育短時間	主食費	副食費	長時間保育料金	
						1時間以内	2時間以内
第1	生活保護世帯	0	0	1,100	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	1,100	0	0	0
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円 未満(ひとり親世帯等)	0	0	1,100	0	500 (0)	1,000 (0)
第4	1 市町村民税所得割課税額 48,600円 以上 77,101円未満かつひとり 親世帯等	0	0	1,100	0	300	600
	2 市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満 市町村民税所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	0	0	1,100	0 4,500	1,000	2,000
	3 市町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	0	0	1,100	4,500	1,000	2,000
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000

下に該当する場合は副食費が免除されます。ただし3号認定は副食費免除の対象外です

年収360万円以上の世帯の第3子以降

1号・2号認定

小学校就学前(年長)から第1子とカウントし、第3子以降が保育園を利用している場合

【3号認定料金表】		3号認定（3歳未満児）			
階層	定義	保育標準時間	保育短時間	長時間保育料金	
				1時間以内	2時間以内
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,000	17,500	500	1,000
	市町村民税所得割課税額 48,600円未満かつひとり親世帯等	7,000	7,000	0	0
第4	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満である世帯	30,000	27,000	1,000	2,000
	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	30,000	27,000	1,000	2,000
	市町村民税所得割課税額 77,101円未満かつひとり親世帯等	7,000	7,000	300	600
	第1子				
	第2子以降	0	0	300	600
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	40,000	1,500	3,000
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	56,500	1,500	3,000
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	68,900	64,400	1,500	3,000
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	71,500	67,000	1,500	3,000

※3号認定の副食費・主食費は保育料に含まれています。

※この表において、市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除等）は適用されません。

3号認定の無償化対象とならない世帯の方は下記に該当する場合、保育料が軽減されます。

- ・同時入所（第1子を未就学児からカウント）で第1子は保育料満額・第2子は保育料半額・第3子以降は保育料無料となります。
- ・同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所に入園、あるいは幼稚園、認定こども園、特別支援学校 幼稚部に入園又は児童発達支援センターを利用している場合は同時入園児童として、1人目の児童は表の金額、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ・市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、第2子は半額、第3子は保育料が無料となります。この場合の市町村民税所得課税額は保護者の収入（両親がいれば両親）で決定しますが、保護者以外でも、世帯内に別に生計中心者がいると判断される場合は、生計の中心者の収入で判断します。
- ・次に掲げる世帯の場合で、市町村民税所得割課税額の金額が77,101円未満の世帯の方は、第2子は無料となります。
 - (ア)「ひとり親世帯等」配偶者のいない者で現に児童を扶養している者の世帯。
 - (イ)「在宅障がい児（者）」のいる世帯で次に掲げる児（者）を有する世帯。
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当の支給対象児・障害基礎年金等の受給者
 - (ウ)「その他の世帯」困窮していると町長が認めた世帯。

<富士見町多子世帯子育て支援補助金>

町独自の減免事業として（第1子・第2子の年齢制限なく）世帯内第3子以降は市町村民税所得割課税額 77,101円未満の世帯は保育料無料、市町村民税所得割課税額 77,101円以上の世帯は保育料半額まで軽減されます。

※最も軽減率の高い減免のみ適用されます。2つ以上の減免が重複して適用されることはありません。